

●香川県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年12月3日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成22年12月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 西植田高松線（156号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市川島本町字切戸282番1地先から 高松市川島本町字切戸300番甲2地先まで	7.2~9.2	80	平成21年香川県告示第 520号で変更した区域 の一部
高松市川島本町字切戸315番3地先から 高松市川島本町字切戸317番6地先まで	8.1~11.5	102	

- 4 供用開始の期日 平成22年12月3日